中央区　用途地域

1：2,500　東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図　157

37－2　（IX－LD28－1）　H28・3・14　H31・3・14（道路網図作成年月日）

霞ヶ関

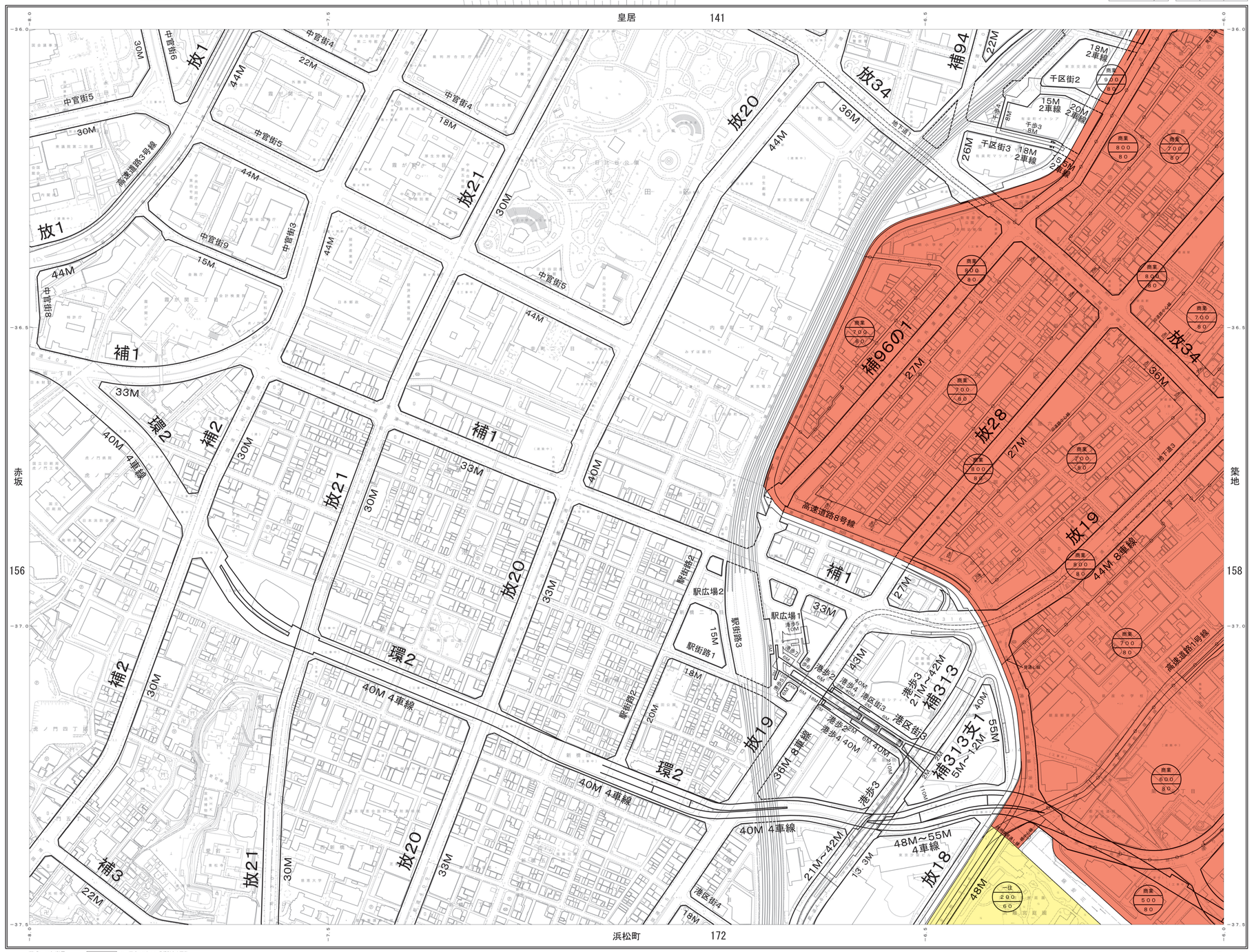

平成　9年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現地調査（千代田区と中央区の境界は一部未定）
（中央区と港区の境界は一部未定）

1：2，500

0　50　100　200　300　400　500m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）２都市基交著第２８７号（承認番号）２都市基指都第４０号。令和２年６月５日
（承認番号）２都市基指第第１１０号。令和２年８月２１日
（承認番号）６都市区交第１６７９号、令和７年１月９日

著作権所有者　東京都都市整備局
許可なく複製を禁ずる

凡　例

1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2 投影法、横メルカトル図法
3 平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：０.５キロメートル）
4 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）
5 等高線の間隔は、２メートル
6 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下図内図郭と図葉の中央における図幅方眼線との交点を中心として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30′単位の目盛りに、10′単位で表示

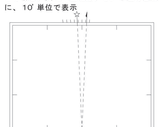

7 方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約０°
8 真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「2010年磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°００′
9 東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。
１０千代田区と中央区の境界は一部未定
中央区と港区の境界は一部未定

凡　例

第一種住居地域	
第二種住居地域	
商業地域	
準工業地域	